令和５年度部活動に係る活動方針

１９　県立五泉高等学校

１　目標

⑴　部活動は、学校教育の一環として実施する。

⑵　「生徒実践目標」の実現に向け、心身を鍛え、充実した生活を築こうとする自主的な態度を育てる。

※　生徒実践目標……１　常に全力を尽くそう。２　けじめある生活をしよう。

⑶　技術・競技力を向上させるだけでなく、個性の伸長と生涯教育の一環として楽しみながら活動する面の両立を図る。

２　本年度の部活動

⑴　本年度設置する部活動について

陸上競技部、野球部、男子バスケットボール部、女子バスケットボール部、男子バレーボール部、女子バレーボール部、男子バドミントン部、女子バドミントン部、テニス部、剣道部、卓球部、ダンス部、弓道部、ソフトボール部、サッカー部、美術部、写真部、合唱部、ワープロ部、吹奏楽部、華道部、家庭部、書道部、ＥＳＳ同好会、漫画同好会、生物同好会、ボランティア同好会

⑵　活動時間及び日数について

①　活動時間　〔学期中〕　平日２時間程度、週休日等３時間程度
（練習試合や合宿、大会等を除く）
〔長期休業中〕平日・週休日等ともに３時間程度
（練習試合や合宿、大会等を除く）

②　休養日

平日１日以上、週休日等１日以上の週２日以上の休養日を設けることを原則とするが、時期や季節等による活動量の変動を考慮し、年間で100日以上の休養日を設け、そのうち週休日等に50日以上を充てることとする。（別紙「年間活動計画」による。）

多く活動する月においても、各月の土曜日と日曜日のうち、少なくとも２日～３日は休養日とする。また、土曜日と日曜日で連続して活動した場合は、その週（当該の日曜日から始まる週）の平日のうち、少なくとも１日～２日を休養日とする。

③　その他

・定期考査初日の１週間前（週休日含む）は、部活動を行わない。ただし、大会直前等、特別な事情がある場合、校長は、必要最小限の練習日、練習時間を条件として活動を認めることができる。

・年末年始の学校閉庁日には部活動を行わない。ただし、大会直前等、特別な事情がある場合、校長は、必要最小限の練習日、練習時間を条件として活動を認めることができる。

・休養日の変更については、原則として、平日の休養日はその週の中、週休日の休養日はその月を含め、４か月以内に補う。

⑶　大会参加について

部活動として参加する大会は、以下に該当するものとする。

①　高体連、高野連、高文連の主催、共催、後援する大会

②　①以外の大会については、生徒の健康面・学習面に十分配慮した上で、校長が許可した場合のみ参加を認める。

３　部活動運営

⑴　体罰等の禁止について

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動指導における体罰等は正当化できず、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等のない指導に徹する。

⑵　保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことのできないものであり、保護者には、指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明示した「活動計画」を、年度始めに示さなければならない。